

『令和3年度税制改正大綱（7） M&Aリスクへの準備金損金に』

既報の中小企業投資促進税制に関連し、特定事業継続力強化設備の特別償却制度も期限を2年延長し以下の通り見直される。○対象資産に、架台(対象資産をかさ上げのため取得するもの)及び無停電電源装置、感染症対策で取得等するサーモグラフィ、資本的支出により取得等する資産を追加し、火災報知器・スプリンクラー・消火設備・排煙設備・防火シャッター、及び補助金等の交付を受け取得等するものは除外する ○令和5年4月1日以後に取得等する資産の特別償却率を18%に引き下げる。



中小企業に対してはさらに、M&A時のリスクを軽減する経営資源集約化税制が創設される。経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(青色申告法人)が、他の法人の株式等を購入(取得価額は10億円以下に限る)し、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、想定外の簿外債務、偶発債務等の発生に備えるため、取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは当該金額の損金算入が認められる。準備金は、株式の全部または一部を有しなくなった場合や株式等の帳簿価額を減額した場合等に取り崩すほか、5年間の据置期間経過後、原則として5年間で均等額を取り崩し益金算入される。

『中堅企業の成長促進で取組強化 WGの第1回会議—内閣官房』

内閣官房は「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ」の第1回会議を開催。昨年9月の「中堅企業等施策に関する関係府省会議」で決まった(1)中堅企業等の事業再生、M&Aを含む事業承継の促進(2)若手人材のUIターン促進および中堅企業等とのマッチング強化(3)サプライチェーンの強靱化を含む中堅企業等の新たなビジネス展開の支援—の重点3本柱について取組状況をフォローアップするとともに、取組方針の拡充・深化を図るための論点を整理。取り組みにあたっては関係省庁がさらに一層連携し、効果的なPR等も含め施策の実効性を最大限上げるよう努めることを確認した。(1)に関する今後の予定として、4月以降に第三者承継支援を行う事業引継ぎ支援センターと親族内承継支援を行う事業承継ネットワークを統合することを挙げた。また▽事業承継ネットワークが実施するプッシュ型の事業承継診断に関し、年度目標16.8万件の実現に向けて、プッシュ型事業承継支援高度化事業全国事務局による全国の支援実績や支援事例の横展開等を通じて、各ネットワークの事業承継診断の実施を促進する▽中小企業の経営資源の集約化に資する税制についても、今後具体化に向けて制度設計を進める一旨明示した。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com